

令和 6 年 6 月 21 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）」の評価について  
(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

## 記

## I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	厚生労働省
事業概要	教育訓練講座において、対象講座指定の可否を判断するため必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務
実施期間	令和 5 年 4 月 1 日～平成 7 年 3 月 31 日
受託事業者	中央職業能力開発協会
契約金額（税抜）	311,946,000 円
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝3 者）
事業の目的	本事業において、当該指定の可否を判断するため必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務について、民間事業者等に委託することにより、教育訓練講座指定業務の適切な実施を図ることを目的とする。
選定の経緯	競争性に課題があったことから、公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表において選定された。

## II 評価

## 1 概要

終了プロセスに移行することとする。

## 2 検討

### (1) 評価方法について

厚生労働省から提出された令和5年4月から平成6年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	(1) 業務履行の遵守 本事業に実施に当たり、実施要項、指定基準及び厚生労働省が示す調査手順書等に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。	適 実施要項等に基づき適切に業務履行を遵守している。
	(2) 事業スケジュールの遵守 本事業の実施に当たり、実施要項委託事業年間スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。	適 民間事業者は、実施要項に基づき作成された業務スケジュールに従い適切に業務を履行している。なお、個別の審査における遅延については、以下の(3)アのとおりである。
(3) 事業目標の達成 厚生労働省が行った調査結果報告進捗の評価点について ア 調査結果報告の進捗度合の観点（配点各50点） 評価項目：厚生労働省は、厚生労働省と受託事業者が事前に取り決めを行った調査結果報告の最終期限（調査結果報告の終了予定日）を基準とし、1日超過当たり5点を目安として配分点の50点から評価点を減じる。 イ 調査結果報告の質の観点（配点各40点） 評価項目：受託事業者の調査結果報告	適 ア・令和5年10月指定分：50点 ・令和6年4月指定分：0点 令和6年4月指定分においては、受託事業者と事前に取り決め調査結果報告の最終期限（調査結果報告の終了予定日）を基準とし、専門実践・特定一般教育訓練で13日、一般教育訓練で11日の遅延があったため50点から1日当たり5点を減じた。 なお、令和6年4月指定分においては、厚生労働省の都合により受託者から受ける調査結果報告方法を変更し	

	<p>全てに不備等が無く審査保留（調査結果報告に不備等があるため厚生労働省が指定等審査を一時保留し、受託事業者が不備等の確認や修正作業等を行うこと）がない場合を40点とし、申請受付講座件数に占める審査保留の講座件数の割合により次の(ア)～(エ)のおおりの評価を行う。</p> <p>(ア) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が1件以上あり、かつ全申請受付講座件数の10%未満である場合、評価点を35点とする。</p> <p>(イ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の10%以上30%未満である場合、評価点を25点とする。</p> <p>(ウ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付件数の30%以上50%未満である場合、評価点を15点とする。</p> <p>(エ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の50%以上である場合、評価点を0点とする。</p> <p>ウ 調査業務の情報共有・進捗管理の観点（配点各10点）</p> <p>令和5年10月指定分と令和6年4月指定分の評価点合計の平均70点以上を得ることを本調査の目的としてこれを達成すること。</p> <p>評価項目：受託事業者が次の(ア)及び(イ)について、調査結果報告を開始した日から終了する日までにいずれも全て履行できた場合は10点の評価点とし、どちらか又はいずれも履行できなかった場合は0点の評価点とする。</p>	<p>たことにより、受託者側の作業が大幅に増え、進捗度合いに影響を与えたことが、目標未達成の一因であり、当該要因がなければ、令和5年10月指定分と同水準の結果が得られていたものと考えられる。</p> <p>イ・令和5年10月指定分：35点 （個別審査保留率：1.5%）</p> <p>・令和6年4月指定分：35点 （個別審査保留率：3.9%）</p> <p>ウ・令和5年10月指定分：10点 ・令和6年4月指定分：10点</p> <p>受託事業者と事前に取り決めた全ての調査結果報告が予定日の前日まで連絡があり、また、当該報告終了ごとに、次の調査結果報告までの間の現在までの進捗状況も全て報告された。</p> <p>ア、イ、ウ各観点の合計は、令和5年10月指定分：95点、令和6年4月指定分：45点となり、令和5年10月指定分と令和6年4月指定分の評価点の平均が70点となり、目標の平均70点以上を達成している。</p>
--	---	--

	<p>(ア) 受託事業者は、厚生労働省と受託事業者が事前を取決めを行った調査結果報告の予定日の前日までに、当日に実施する予定の調査結果報告の件数、開始時間及び場所について、厚生労働省に連絡を行うこと。</p> <p>(イ) 受託事業者は、前回の調査結果報告が終了してから次に予定している調査結果報告までの間に現在までの進捗状況（前回までの調査結果報告及び審査の進捗状況）を整理して、厚生労働省へ報告を行うこと。</p>	
民間事業者からの改善提案	<p>後期の調査結果報告の報告方法の変更となったことにもない、受託者側より厚生労働省側の確認作業の効率化を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PDF化した申請書類と講座リスト一覧との紐付けを容易にする（PDFの申請書類ごとに識別インデックスの付与）工夫</li> <li>・ 調査内容の指摘があった際の修正後の内容と該当のPDFを即座に確認できるようにする工夫</li> </ul> <p>の提案があったため、当該方法を受入れることとし、確認作業の効率化につなげることとなった。</p>	

### (3) 実施経費（税抜）

本事業は実施した期間によって、各講座類型の講座数、講座内容が異なり、単純比較困難なことから、「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率」を踏まえた人件費にて検証を行う。

#### ア 市場化テスト前と市場化テスト3期目の人件費比較

項目	市場化テスト前経費 平成 29 年度	市場化テスト 3 期目 令和 5 年度
経費総額（契約金額）	101,200,000	158,973,000
<除外経費>		
①一般管理費	△45,816,000	△63,135,000
②電子申請の導入に係る経費	—	△17,400,000
人件費	55,384,000	78,438,000

※①は講座類型ごとに振り分けられない費用（事務所借料、システム保守料等）であり、地価高騰や物価高騰等様々な要因があるため、除外。

※②は市場化テスト3期目（令和5年度）からの電子申請の導入によるシステム開発費及び運用費のため、除外。

イー1 市場化テスト前（平成29年度）と市場化テスト3期目（令和5年度）の「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率」を踏まえた人件費比較

	人件費 (特定一般除く)	申請講座数 (特定一般除く)	総処理時間 (特定一般除く)	賃金構造調査 (賃金増加率)
平成29年度	55,384千円	8,388講座	8,818時間	1,417円
令和5年度	63,731千円	9,771講座	12,232時間	1,712円
増加数	8,347千円	1,383講座	3,414時間	295円
増加率	15.1%	16.5%	38.7%	20.8%

※特定一般講座は、市場化テスト2期目（令和3年）より追加された講座のため、除外。

※賃金構造調査は、当該業務に近い産業分類として、「学術研究、専門・技術サービス業」の短時間労働者1時間当たりの賃金としている。

短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450091&tstat=000001011429&cycle=0&tclass1=000001098975&tclass2=000001098979&tclass3=000001098991&tclass4val=0>（平成29年度）

賃金構造基本統計調査「短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率」より引用。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/13.pdf>（令和5年度）

各期申請講座数が増えている中、専門性の高い講座が増えており、総処理時間の増加率が申請講座数の増加率以上であることから、処理難易度も高くなっていると考えられる。他方、人件費の増加率は、人件費の増加要因となる申請講座数及び総処理時間の増加率と比較すると低く抑えられている。また、国の賃金構造基本統計調査と比較しても人件費の増加率は下回っている。

また、特定一般講座を含む市場化テスト2期目（令和3年）と市場化テスト3期目（令和5年度）の比較は、以下の通りである。

イー2 市場化テスト2期目（令和3年）と市場化テスト3期目（令和5年度）の「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率」を踏まえた人件費比較

	人件費	申請講座数 (一+特+専)	総処理時間 (一+特+専)	賃金構造調査 (賃金増加率)
令和3年度	70,782千円	7,491講座	9,531時間	1,527円
令和5年度	78,438千円	10,199講座	13,648時間	1,712円

増加数	7,656 千円	2,708 講座	4,117 時間	185 円
増加率	10.8%	36.2%	43.2%	12.1%

※賃金構造調査は、当該業務に近い産業分類として、「学術研究，専門・技術サービス業」の短時間労働者1時間当たりの賃金としている。

賃金構造基本統計調査「短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率」より引用。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/dl/13.pdf> (令和3年度)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/13.pdf> (令和5年度)

市場化テスト前との比較と同様、総処理時間の増加率が申請講座数の増加率以上であり、処理難易度も高くなっている。他方、人件費の増加率は、人件費の増加要因となる申請講座数及び総処理時間の増加率と比較すると低く抑えられている。また、国の賃金構造基本統計調査と比較しても人件費の増加率は下回っており、市場化テストによる人件費削減の効果が一定程度あると評価できる。

その要因としては、受託者におけるこれまでの蓄積しているノウハウを活かした業務習熟、申請講座の類型別の担当制や新規申請と再指定申請ごとの担当制とする体制を構築するなどの業務効率化によるものと考えられる。

#### (4) 競争性改善のための取組

競争性の改善のため、厚生労働省が実施した主な取組は、下記のとおりである。

特に、監理委員会における指摘を受けて対応したもの、民間事業者からのヒアリング結果を受けて対応したもの、広報活動について記載する。詳細情報は、実施状況報告又は自己チェック資料に記載されているため、適量を抜粋して記載する。

- ① 市場化テスト第1期において、仕様内容の大幅な見直しを実施した。
  - 事業の複数年化（1年→2年）
  - 評価項目、評価基準の見直し、企画提案書ひな形の提示
  - 業務内容について具体の業務詳細手順を記載する等、明確化
  - 公告期間の長期化（26開庁日→27開庁日以上）
  - 引継期間の長期化（3月下旬→3月上旬）
  - 従来の実施状況の開示
- ② 第1期の事業の評価結果、事業者ヒアリング等を踏まえて、第2期において次のとおり対応した。
  - 申請の電子化の検討  
教育訓練施設からの申請の電子化について提案を受け付ける事業内容とした。
- ③ 第2期の事業の評価結果、事業者ヒアリング等を踏まえて、第3期において次のとおり対応した。
  - 講座指定申請の電子申請の対応を追記

(5) 業務の特殊性等

本事業の特殊性等について、更なる改善が困難な事情は、下記のとおりである。

(ア) 業務の特殊性

調査及び情報提供の業務は、一般的には民間でも実施されているが、教育訓練給付の対象講座指定に係る調査及び情報提供を民間が自主的に行っている例はない。

また、的確な講座指定のためには、多岐にわたる業種・職種の教育訓練についての専門知識を活用した調査(カリキュラムの妥当性等の調査)が必要であることから、体制構築が困難な業務である。

そのため、職業能力開発促進法 55 条の規定に基づいた、特別民間法人の現行事業者が実施している業務である。

(イ) 教育訓練講座の規模及び業務の難易度

当該事業の対象となり得る教育訓練給付の指定講座数は、毎年増加傾向となっている。また、各訓練講座に関する制度も毎年度変わることが多く、適切な教育訓練給付の対象講座指定に係る調査および情報提供を実施するための、制度理解に時間を要し、特にデジタル分野における高度な講座も対象とすることになり、求められる業務スキルの専門性がより高まっている。

さらに教育訓練講座の指定は年 2 回としており、上記の環境の中、短期間に膨大な調査を適正に行わなければならない。そのため、遺漏のない業務体制の構築にあたっては、相応の処理スキルを具備した人材が必要である。

こうしたことから、新規参入を考える民間事業者にとっては、対応人材の確保が困難な業務である。

(ウ) 問題発生時のリスク

教育訓練給付については、国が指定する講座として信頼性が重要であり、仮に誤指定等の問題が発生した場合、当該講座の受講を希望していた者は、給付金を受給できず受講を断念せざるを得ない可能性があり、キャリアプランや人生設計に大きな影響を及ぼし兼ねない。

このため、事案発生後、速やかに対応できるリスク管理体制の構築や、当該誤指定を生じさせないための、本制度の講座指定に知見のある人材の確保を必要としているところであり、新規参入を考える民間事業者がそのリスクを排除するための体制構築が困難な業務である。

(エ) 応札に至らなかった理由

厚生労働省において、説明会に参加したが、応札に至らなかった業者へ応札に至らなかった理由についてヒアリングを実施した。事業の特殊性等に関する意見は次のとおり。

- ・業務内容の難易度が高く、豊富な専門知見を持つ事業者でないため、応札が難

しいと判断した。

- ・評価項目において「教育訓練、人材育成に係る業務や調査業務に携わった経験等、業務を遂行する上で有効な業務歴等をもっているか」等、本業務に初めて参入するベンダーにとっては難易度が高い。

#### (オ) 有識者懇談会による意見

厚生労働省において、令和6年5月15日「教育訓練講座受講環境整備事業の評価・改善等に関する有識者懇談会」を実施した。事業の特殊性等に関する意見は次のとおり。

- ・競争性の確保に向けた改善策として、申請書の受付方法を電子申請にも対応したとあるが、申請書の受付方法の多様化は申請者側の利便性向上にはつながるが、受託者側にとってはこれらに対応する必要がある、むしろ業務の複雑性が増しただけで、参入障壁を下げる効果には必ずしもつながりにくかったのかもしれない。
- ・応札しなかった事業者は、その理由に本業務の難易度の高さを挙げていたが、教育訓練給付に係る申請案件の調査を短期間で正確に実施するという本業務の特殊性は、他社の参入を阻む最大の要因となっている。しかしながら、申請案件の調査は本業務の根幹をなす重要業務であり、調査を個々の要素に分解して他社が参入しやすくするような工夫を行うことはほぼ不可能である。仮にそれができたとしても、個々の調査結果を統合させて一段上の立場から総合的に判断する別業務が発生し、かえって非効率になることが予想される。

#### (6) 評価のまとめ

前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和5年4月の業務開始からこれまでのところ、目標を達成していると評価できる。

令和6年4月指定分において、厚生労働省の都合により受託者から受ける調査結果報告方法を変更したことで目標値には届かなかったものの、民間事業者のノウハウと創意工夫を存分に発揮して、事業目的の達成に寄与したものと評価できる。

また、民間事業者の改善提案についても、申請講座の類型別の担当制や新規申請と再指定申請ごとの担当制とする体制を構築等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、1者応札が継続しており、競争性に課題が認められる。

この点、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施したものの、「(5) 業務の特殊性等」記載のとおり市場化テストの実施だけでは実施状況の更な



る改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後も、厚生労働省に設置している外部有識者で構成される契約監視会議において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

#### (7) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセスに関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1.(2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、厚生労働省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、入札に代わる新たな質と効率性の改善の方法について検討を要請する。

令和6年5月31日  
厚生労働省人材開発統括官

## 教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）の実施状況について

### 1. 事業の概要

教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により令和5年10月指定分、令和6年4月指定分、令和6年10月指定分及び令和7年4月指定分の教育訓練給付の講座指定の前提となる調査事業を実施している。

#### （1）業務内容

講座指定の可否を判断するために必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務

#### （2）契約期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

#### （3）調査期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

#### （4）受託事業者

中央職業能力開発協会

#### （5）実施状況に関する調査の期間

上記（2）のうち令和5年度終了時点

#### （6）事業者決定の経緯

「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（令和5年度～令和6年度）に関する民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（1者）から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、評価基準を満たしており、また、令和5年3月2日に開札した結果、当該入札参加者の提示した価格が予定価格の範囲内であったことから、当該入札参加者について総合評価を行ったところ、上記（4）が落札者となった。

### 2. 確保されるべきサービスの質の達成状況等

#### （1）確保すべきサービスの質の達成状況及び評価

令和5年度調査において確保されるサービスの質の達成状況については、実施要項上、「特に調査業務は、教育訓練給付講座を指定する可否を判断するために必要となる重要な業務であり、業務を遅延することによる全国の民間教育訓練施設等に与える影響が大きいため、審査を円滑に行えるよう適切に調査結果報告を行うとともに、(中略)調査結果報告の最終期限までに、それぞれ全ての調査を終える必要があるため、予定した取決め日に予定どおりの調査報告を行うことができるようにすること」とされている。

また、調査業務は、半年に1度のサイクルで行われることから、令和5年10月指定分(調査期間は令和5年4月から9月まで)及び令和6年4月指定分(調査期間は令和5年10月から6年3月まで)の2つの区分に分けて評価を実施した。

評価に当たって、受託事業者から令和5年10月指定分については令和5年10月17日に、令和6年4月指定分については、令和6年4月15日に、それぞれで報告を受け、厚生労働省職員2人により評価を行った。

実施要項に示す調査期間における各事項の評価等は以下のとおりである。

#### ア 業務履行の遵守

業務実施に当たって、受託事業者は実施要項に基づき受託事業者自身で作成した実施計画書等に従い適切に業務を履行した。

#### イ 事業スケジュールの遵守

受託事業者は、実施要項に基づき作成された業務スケジュールに従い適切に業務を履行した。

個別の調査における遅延については、以下のウのとおりである。

## ウ 事業の目標

### ① 各事項の評価

達成すべき質	評価／実施状況
<p>ア 調査結果報告の進捗度合の観点（配点：各 50 点）</p> <p>（評価項目）</p> <p>厚生労働省は、厚生労働省と受託事業者が事前に取り決めを行った調査結果報告の最終期限（調査結果報告の終了予定日）を基準とし、1日超過当たり5点を目安として配分点の50点から評価点を減じる。</p>	<p>○調査期間における評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度前期（令和5年10月指定）：50点</li> <li>・令和5年度後期（令和6年4月指定）：0点（専門実践・特定一般教育訓練給付：13日遅延）（一般教育訓練給付：11日遅延）</li> </ul> <p>前期については、調査結果報告日までに調査を終えることができた。</p> <p>後期については、調査終了までに大幅な期限を要した。なお、この遅延については、以下の要因が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当省側における受託者からの調査結果報告の受け方について、前期では対面報告としていたところ、後期では調査結果報告書類をPDF化の上、当省あてのメール送付による報告に変更した。</li> <li>・これにより、受託者側では書類をPDF化する膨大な作業が発生したこと。</li> <li>・また、対面報告であれば当省からの確認事項をその場で対応できていたところ、当省側で疑問な点などがあった場合は、一律、調査不備等の審査保留として受託者に差し戻す取扱いとなったこと、及びこれらの回答を別途対応しなければならぬことが、調査遅延に大きく影響したものと考えている。</li> </ul>
<p>イ 調査結果報告の質の観点（配点：各 40 点）</p> <p>（評価項目）</p> <p>受託事業者の調査結果報告全てに不備等が無く審査保留（調査結果報告に不備等があるため厚生労働省が指定等審査を一時保留し、受託事業者が不備等の確認や修正作業等を行うこと）がない場合を40点とし、申請受付講座件数に占める審査保留の講座件数の割合により次の(ア)～(イ)のとおりの評価を行う。</p> <p>(ア) 調査結果報告の1講座単位の審査</p>	<p>○調査結果報告の質の評価</p> <p>個別の審査保留率は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月指定分 1.5%</li> <li>・令和6年4月指定分 3.9%</li> </ul> <p>この結果、評価については、それぞれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月指定分：35点</li> <li>・令和6年4月指定分：35点</li> </ul> <p>となった。</p>

<p>保留の件数が1件以上あり、かつ全申請受付講座件数の10%未満である場合、評価点を35点とする。</p> <p>(イ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の10%以上30%未満である場合、評価点を25点とする。</p> <p>(ウ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付件数の30%以上50%未満である場合、評価点を15点とする。</p> <p>(エ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の50%以上である場合、評価点を0点とする。</p>	
<p>ウ 調査業務の情報共有・進捗管理の観点（配点：各10点）</p> <p>（評価項目）  受託事業者が次の(ア)及び(イ)について、調査結果報告を開始した日から終了する日までにいずれも全て履行できた場合は10点の評価点とし、どちらか又はいずれも履行できなかった場合は0点の評価点とする。</p> <p>(ア) 受託事業者は、厚生労働省と受託事業者が事前に取決めを行った調査結果報告の予定日の前日までに、当日に実施する予定の調査結果報告の件数、開始時間及び場所について、厚生労働省に連絡を行うこと。</p> <p>(イ) 受託事業者は、前回の調査結果報告が終了してから次に予定している調査結果報告までの間に現在までの進捗状況（前回までの調査結果報告及び審査の進捗状況）を整理して、厚生労働省へ報告を行うこと。</p>	<p>○調査業務の情報共有・進捗管理の評価</p> <p>受託事業者と事前に取り決めた全ての調査結果報告が予定日の前日までに連絡があり、また、当該報告終了ごとに、次の調査結果報告までの間の現在までの進捗状況も全て報告されたことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月指定分：10点</li> <li>・令和6年4月指定分：10点</li> </ul> <p>となった。</p>

## ② サービスの質の達成状況

受託事業者は、厚生労働省が行った評価において平均70点以上の評価点を得ることを、すなわち、令和5年10月指定分と令和6年4月指定分の評価点の平均70点以上を得ることを本調査業務の目標としてこれを達成することとされている。

各観点の評価点の合計は、令和5年10月指定分：95点、令和6年4月指定分：45点となり、期毎に客観的にみれば、前期は目標を大幅に上回っているものの、後期は大幅に下回り、平均で見れば70点（令和5年度終了時点）で概ね目標は達成できている状況である。なお、後期においては、当省側の都合により受託者から受

ける調査結果報告方法を変更したことにより、受託者側の作業が大幅に増え、進捗度合に影響を与えたことが目標未達成の一因にあると考えている。

## エ サービスの質の確保のための受託者の施設設置要件等

### ① 立地条件

受託事業者の所在地は、厚生労働省から1時間以内の場所（東京都新宿区西新宿）にあるため、実施要件を満たしている。

### ② 業務実施環境

受託事業者は、調査業務に充てるための職員事務室スペースに加え、審査の際に対面による調査結果報告が可能となるよう事務所内に会議室を確保している。

また、受託事業者においては、事務室への出入り時にセキュリティシステムによる管理体制を整備していることに加え、耐震性等その他の実施要件も満たしている。

### ③ 情報器機等の要件

調査等業務に必要な端末（PC）を人数分確保しており、専用プリンタを設置する等、実施要件を満たしている。

### ④ インターネット回線

受託事業者のネットワークシステムについて、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準じた規程整備等を行い、適切な情報セキュリティ管理・運用を行う等、実施要件を満たしている。

### ⑤ 電子媒体の保存領域の確保

令和5年度よりExcel様式による電子申請を可能としており、同申請方法により提出される申請書及び添付資料を格納するための保存領域が用意されている。

また、申請書や添付資料について、申請者が直接アクセスし、電子媒体を格納できる外部ファイル共有領域を利用して収受を行っており、当該ファイル共有領域は、申請者の勝手な書き換えを防止するため、更新ログが残るサービスとしており、保存領域は500GB程度を確保、適切な情報セキュリティ要件を確保していることの3要件を確保しており、要件を満たしている。また、当該外部ファイル共有領域は格納の際に、申請者名を事前に入力させ、アカウントを発行して格納されたファイルと申請者の紐付けを可能とすることで、申請受付の正確性の確保、及び審査処理の効率化に寄与している。

### ⑥ 書類の保管

受託事業者において、事務室への出入り時にセキュリティシステムによる管理体制が整備された審査書類保管スペース（約60㎡）を別途確保し、当該スペースで調査票の保管を行っていること、梱包用の箱を使用していること等、実施要件を満たしている。

## オ 業務の引継ぎ

前回の受託事業者と今回の受託事業者が同一であることから業務の引継ぎは発生

していない。

## (2) 目標の達成に係る受託事業者からの提案と実施状況

ア 本事業では、受託事業者に対し、前期において事業目標を達成できなかった事項について、その要因の分析とともに改善策の提案・実施を求めている。

事業実施に当たって、受託事業者から以下の改善策の提案があった。

- ・令和5年度前期における調査結果報告の進捗度においては、遅延がなかったことから、引き続き、当該体制の維持に努め審査を行うこと。
- ・調査結果報告の質においても、審査保留率を低く抑えられており、当該質の維持を継続できるよう努めること。

### イ 提案の効果

後期において、受託者から当省への調査結果報告の受け方を変更したことにより、受託者側に書類をPDF化するなどの追加の作業が発生した。また、対面報告であれば当省からの確認事項をその場で対応できていたところ、当省側で疑問な点などがあった場合は、一律、調査不備等の審査保留として受託者に差し戻す取扱いとなったこと、及びこれらの回答を別途対応しなければならないことが、調査遅延に大きく影響したものであり、当該要因がなければ、前期と同水準の結果は得られていたものと考えている。

調査結果報告の質においては、上述の調査結果報告の受け方の変更により、前期では保留とならなかったケース（当省の確認事項を対面で受託者が説明し、問題なしと判断できるもの）についても、一律、調査不備等の審査保留として受託者に差し戻すこととなったが、これらを除けば、前期と同水準の結果を得られていると考える。

なお、受託者側においては、後期の調査結果報告の報告方法の変更となったことともない、厚生労働省側の確認作業の効率化を図る観点から、講座リスト一覧との紐付けを容易にできる（PDFの申請書類ごとに識別インデックスの付与）工夫や、厚生労働省から調査内容に対して指摘があった際の対応について、受託者側の確認・修正後の内容と指摘を受けた修正前のPDFを即座に確認できるよう、指摘のあった申請書のみをPDFを加工する工夫の提案がなされ、厚生労働省側の処理時間の短縮に努めている。

## 3. 実施経費の状況

(1) 本事業は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札（総合評価落札方式）により民間委託を行っていることから、契約額（＝入札額）によりコスト削減効果等の分析を行うものとするが、事業実施した期間によって、各講座類型の講座数、講座内容が異なり、単純比較することが困難であることから、「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス行における賃金の増加率」を踏まえた人件費により検証を行う。

比較する平成 29 年度と令和 5 年度の契約額等の内訳は下表のとおり。

【契約金額内訳】

比較対象年度	契約額（税抜）		
		一般管理費	人件費
平成 29 年度	101,200,000 円	45,816,000 円	55,384,000 円
令和 5 年度	158,973,000 円	80,535,000 円	78,438,000 円
増減数	57,773,000 円	34,719,000 円	23,054,000 円

【申請講座数と処理時間】

比較対象年度	講座類型（※）			
	一般	特定一般	専門実践	計
平成 29 年度	6,605 講座数 (4,457 時間)	—	1,783 講座数 (4,261 時間)	8,388 講座数 (8,818 時間)
令和 5 年度	7,758 講座数 (5,431 時間)	428 講座数 (1,416 時間)	2,013 講座数 (6,801 時間)	10,199 講座数 (13,648 時間)
増減数	1,153 講座数 (974 時間)	428 講座数 (1,416 時間)	230 講座数 (2,540 時間)	1,811 講座数 (4,830 時間)

上段：申請講座数、下段：処理時間

ア 一般管理費について

平成 29 年度の一般管理費と比較すると約 35,000 千円の増額となっている。

主な増額内容は、

- ・電子申請の導入に係るシステム開発費及び運用費（約 18,000 千円増額）、
- ・事務機器借料、保守料（約 6,000 千円増額）
- ・事務所借料、作業室料（約 2,000 千円増額）

である。

一般管理費については、

- ・講座類型ごとに振り分けることができない経費であり、地価高騰や物価高騰等様々な要因があること、
- ・令和 5 年度からの電子申請導入によるシステム開発費や運用費の新規計上であること、

等から、本検証の対象とすることは困難であるため、一般管理費を除外する。

イー 1 人件費（平成 29 年度と令和 5 年度）

① 全体

人件費については、平成 29 年度と比較すると約 23,000 千円の増加である。

平成 29 年度と令和 5 年度の人件費の内訳をみると、



- ・平成29年度：55,384千円
- ・令和5年度：78,438千円

となっている。

## ② 分析

平成29年度と令和5年度の人件費を比較したコスト削減の分析については、「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率」のそれぞれと比較し、検証を行う。

なお、平成29年度及び令和5年度の人件費の比較にあたっては、令和元年度に追加された特定一般教育訓練給付に係る調査職員の人件費相当を除く必要があるため、当該職員人件費を算出し、除いた額で比較することとする。

	人件費	特定一般 除外人件費	申請講座数 (一般+専門)	処理時間 (一般+専門)	賃金構造調査 (※)
平成29年度	55,384千円	55,384千円	8,388講座	8,818時間	1,417円
令和5年度	78,438千円	63,731千円	9,771講座	12,232時間	1,712円
増加数	23,054千円	8,347千円	1,383講座	3,414時間	295円
増加率	41.6%	15.1%	16.5%	38.7%	20.8%

※ 当該業務に近い産業分類として、「学術研究、専門・技術サービス業」の短時間労働者1時間当たりの賃金としている。

- ・賃金構造基本統計調査「短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」より引用。

<https://www.estat.go.jp/statsearch/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450091&tstat=000001011429&cycle=0&tclass1=0000101098975&tclass2=000001098979&tclass3=000001098991&tclass4val=0> (平成29年度)

- ・賃金構造基本統計調査「短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率」より引用。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/13.pdf> (令和5年度)

令和5年度の特定一般教育訓練給付の講座の調査を主に対応する職員分の人件費を控除した額を比較対象の人件費として、平成29年度の人件費を比較すると令和5年度の増加率は15.1%となる。

一方、人件費の増加要因と考えられる業務量の増加について考えると、申請講座数においては16.5%の増加、処理時間にあつては38.7%の増加となっており、人件費の増加率は低く抑えられている。

また、賃金構造基本統計調査の賃金の増加率は20.8%の増加となっており、人件費の増加率は下回っている。

## ③ 受託者における効率化

受託者においては、申請講座が増加傾向であること、専門性の高い講座が増えていることを踏まえ、これまで蓄積しているノウハウを活かし、例えば、申請講座の種類別に担当制とすること、新規申請と再指定申請により担当制とする体制を構築するなど業務効率化を図り、人件費の抑制に努めている。

## ④ コスト削減等評価

上記②の分析及び③の受託者の効率化のとおり、増加要因となる業務量の増加率と比較しても人件費の増加率は低く抑えられていること、また、国の賃金構造基本統計調査と比較しても人件費の増加率は下回っていることから、市場化テストによる人件費削減の効果が一定程度あると評価できる。

## イー 2 人件費（令和3年度と令和5年度）

### ① 全体

人件費については、令和3年度と比較すると約7,700千円の増加である。

令和3年度と令和5年度の人件費の内訳をみると、

- ・ 令和3年度：70,782千円
- ・ 令和5年度：78,438千円

となっている。

### ② 分析

令和3年度と令和5年度の人件費を比較したコスト削減の分析については、「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率」のそれぞれと比較し、検証を行う。

	人件費	申請講座数 (一+特+専)	処理時間 (一+特+専)	賃金構造調査 (※)
令和3年度	70,782千円	7,491講座	9,531時間	1,527円
令和5年度	78,438千円	10,199講座	13,648時間	1,712円
増加数	7,656千円	2,708講座	4,117時間	185円
増加率	10.8%	36.2%	43.2%	12.1%

※ 当該業務に近い産業分類として、「学術研究、専門・技術サービス業」の短時間労働者1時間当たりの賃金としている。

賃金構造基本統計調査「短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率」より引用。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/dl/13.pdf>（令和3年度）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/13.pdf>（令和5年度）

人件費の増加要因と考えられる業務量の増加について考えると、申請講座数の増加においては36.2%の増加、処理時間にあっては43.2%の増加となっており、いずれもこれらの増加率は人件費の増加率を上回っている。

また、賃金構造基本統計調査の賃金の増加率は12.1%の増加となっており、人件費の増加率は下回っている。

### ③ 受託者における効率化

イー 1 ③と同様に効率化に努め、人件費の抑制に努めている。

### ④ コスト削減等評価

イー 1 ④と同様、市場化テストによる人件費削減の効果が一定程度あると評価できる。

#### 4. 全体的な評価

本業務に係る今回の調達にあたっては、官民競争入札等監理委員会等より受けた指摘に基づき競争性を確保するための改善を行ったところである。結果的には1者応札となったが、本事業の実施自体については、以下のとおり適切に実施している。

##### (1) 入札に当たっての競争性の確保に向けた改善

###### ア 競争性確保に向けた改善

競争性の確保の改善のため、応札者の業務負担の軽減を図る観点から、以下の取組を実施。

- ① 実施要項の記載の明確化や記載内容の適正化を図ることとし、理解しやすい資料とすることに重点を置いた構成の見直しを行ったこと。
- ② 申請書の受付について、従来の郵送申請に加えて電子申請を取り入れることとしたこと。

電子申請への対応にあたっては、以下の取扱としている。

- ・令和5年度ではExcelデータによる調査票の受付をできるようにしたこと。
- ・令和6年度からの運用開始予定のe-Govへの対応のため令和5年度にシステム改修を実施すること。

また、調達時には、前回調達時に入札説明書を受け取りに来た事業者に対し、メールにより広く周知を行った。

以上のような取組を行ったにもかかわらず、入札説明書を取りに来た事業者を含め、複数応札には至らなかった。

###### イ 事業者へのヒアリング

入札説明書を取りに来た事業者2者に対してヒアリングを行ったところ、応札しなかった理由は以下のとおりであった。

- ・業務内容の業務難易度が高く、専門的な知見を有する必要があると感じた。
- ・評価項目において「教育訓練、人材育成に係る業務や調査業務に携わった経験等、業務を遂行する上で有効な業務歴等をもっているか」等、本業務に初めて参入するベンダーにとって難易度が高いと感じた。
- ・提出時期が他の事業の入札時期と重なるため、マンパワーの問題もあり提案書の作成が間に合わなかった。

##### (2) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標については、目標としていた評価点の平均70点以上の評価を上回り目標を達成した。

また、その他の確保されるべき質については、以下の事項でそれぞれ目標を達成している。

ア 業務実施にあたって、実施計画書等に従い適切に業務を履行したこと。

イ 業務スケジュールに従い適切に業務を履行した。

ウ サービスの質の確保のための受託者の施設設置要件等は、

- ① 立地条件については、厚生労働省から1時間以内の場所に確保していること。
- ② 業務実施環境については、職員事務室スペース及び事務所内に会議室を確保するとともに、セキュリティシステムによる管理体制が整備していることに加え、耐震性等その他の実施要件を満たした民間ビルに入居していること。
- ③ 調査等業務に必要な端末（PC）を人数分確保しており、専用プリンタを設置していること。
- ④ 受託事業者のネットワークシステムについては、適切な情報セキュリティ管理・運用を行っていること。
- ⑤ 書類の保管については、上記②の事務室内に設置した審査書類保管スペース（約60㎡）で調査票の保管を行っていること。
- ⑥ 電子媒体の保存領域の確保については、申請書及び添付資料を格納するための外部ファイル共有領域を用意していること。

エ なお、以下の事項については、厚生労働省として評価を行うことはしない。

業務の引継ぎについては、前回の受託事業者と今回の受託事業者が同一であることから業務の引継ぎは発生していないこと。

(3) 受託事業者による法令違反行為等はいずれもなかった。

(4) 厚生労働省において、外部の有識者2名を含む3名により、令和6年5月15日「教育訓練講座受講環境整備事業の評価・改善等に関する有識者懇談会」を開催した。

本懇談会において、外部有識者から以下の意見等を得た。

ア 本事業のサービスの質の確保、達成状況及び評価について

- ・本事業に関して「サービスの質の確保」「達成状況」は、ほぼ目標に達していると判断できる。
- ・受託者は、遅延防止等に向けて、厚生労働省側の確認作業を効率化させるため、書類の工夫を提案している一方で、対面であればその場で解決できるものが、これら工夫だけでは限界があり、例えばZoomにより画面共有して対面作業に近い状況で確認するなど、効率的な業務の進め方も考えられる。
- ・将来にわたり調査の質を安定的に保ち、遅延をさらに防ぐなど、厚生労働省側とご検討いただければと考える。
- ・実施経費の状況の検討方法及び検討結果は、総合的にみて妥当と評価できる。
- ・申請講座数及び処理時間が大幅に増加しているところ、人件費の増加率は一定範囲内であり問題がないと考えられる。

イ 次回の調達に向けて改善を図る必要があるもの

- ・競争性の確保に向けた改善策として、申請書の受付方法を電子申請にも対応したとあるが、申請書の受付方法の多様化は申請者側の利便性向上にはつながるが、

受託者側にとってはこれらに対応する必要があり、むしろ業務の複雑性が増しただけで、参入障壁を下げる効果には必ずしもつながりにくかったのかもしれない。

- ・ 応札しなかった事業者は、その理由に本業務の難易度の高さを挙げていたが、教育訓練給付に係る申請案件の調査を短期間で正確に実施するという本業務の特殊性は、他社の参入を阻む最大の要因となっている。しかしながら、申請案件の調査は本業務の根幹をなす重要業務であり、調査を個々の要素に分解して他社が参入しやすくするような工夫を行うことはほぼ不可能である。仮にそれができたとしても、個々の調査結果を統合させて一段上の立場から総合的に判断する別業務が発生し、かえって非効率になることが予想される。
- ・ 以上から、次回の調達に向けて複数者が応募できる形態に改善・工夫する余地は残されていないと考えられる。

#### ウ その他

- ・ 本事業は、教育訓練給付に係る申請案件の調査を短期間でしかも正確に実施するという、審査業務とも類似した、専門性の高い頭脳労働を要する業務であり、本業務は市場化テストという手法にはなじみにくい性質をもつ業務と考えられる。これまでの本事業のあり方を総合的に判断した結論として、本業務を市場化テストの対象とすることは、業務の性質上、適切ではないのではないかと考える。
- ・ 「一者入札が続いていること」は、市場化テストの観点からは改善すべきではあるものの、「民間が自主的に行っている例がないこと」、「業種・職種の教育訓練についての専門知識を要すること」、「事業を推進するために相応のシステムの整備が必要なこと」など、本事業の特異性を考えると、今後とも新規参入者が現れることは想定しにくい。これまでの実施経費の妥当性も考慮すると市場化テストの最終プロセスに移行してもよいのではないかと判断する。

#### 5. 今後の更なる改善に向けて

本事業については、平成 29 年度から市場化テストを実施し、競争性の確保の改善取組を続けているものの、結果として 1 社応札が継続している。これは、業務の特殊性、教育訓練講座の規模及び業務の難易度等により、新規参入に当たっての体制構築が困難な業務であると考えられることから、市場化テスト終了（終了プロセスへの移行）を希望したい。

市場化テストの終了後の事業実施に当たっては、これまでいただいた官民競争入札等監理委員会からの指摘事項等を踏まえつつ、受託者の決定プロセスの透明性の確保に努め、委託事業の質の維持向上やコスト削減等を図るとともに、本事業の新たな質と効率性の改善の方法について検討していきたい。

(別紙) 自己チェック資料

令和6年5月31日  
厚生労働省人材開発統括官  
若年者・キャリア形成担当参事官室

民間競争入札実施事業「教育訓練講座受講環境整備事業  
(指定申請に係る調査等)」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

令和5年度から6年度の競争性改善に向けて取り組んだ内容は、以下のとおり。

〔公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について〕

○応札を検討する業者の負担軽減を図る観点から、  
(業務内容を明確に伝えるため、)

実施要項に記載する業務内容の明確化や記載内容の適正化を図ることとし、特に、別紙等の資料を参照しなければわかりづらかった業務内容について、実施要領に直接盛り込みむなど、理解しやすい資料とすることに重点を置き、構成の見直しを行った。

(審査受付業務の効率化)

申請書の受付について、従来の郵送申請に加えて電子申請を取り入れることとした。

電子申請への対応に当たっては、以下の取扱としている。

- ・令和5年度にExcelデータによる調査票の受付をできるようにしたこと。
- ・令和6年度からの運用開始予定のe-Govへの対応のため令和5年度にシステム改修を実施すること。

## ② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

### ○業務の特殊性

調査及び情報提供の業務は、一般的には民間でも実施されているが、教育訓練給付の対象講座指定に係る調査及び情報提供を民間が自主的に行っている例はない。

また、的確な講座指定のためには、多岐にわたる業種・職種の教育訓練についての専門知識を活用した調査(カリキュラムの妥当性等の調査)が必要であることから、体制構築が困難な業務である。そのため、職業能力開発促進法 55 条の規定に基づいた、特別民間法人の現行事業者が実施している業務である。

### ○教育訓練講座の規模及び業務の難易度

令和 6 年 4 月 1 日時点における教育訓練給付の指定講座数は約 16,000 講座となっており、毎年増加傾向(直近 3 年度では、R 3 年度年 14,060 講座、令和 4 年度 14,567 件、R 5 年度 15,302 講座)となっている。

また、各訓練講座に関する制度も毎年度変わることが多く、適切な教育訓練給付の対象講座指定に係る調査および情報提供を実施するための、制度理解に時間を要すること、特にデジタル分野における高度な講座も対象とすることになり、求められる業務スキルの専門性がより高まっている。

教育訓練講座の指定は年 2 回としており、上述のとおり指定講座数は増加傾向で推移している中、短期間に膨大な調査を適正に行わなければならないことから、遺漏のない業務体制の構築にあたっては、相応の処理スキルを具備した人材が必要である。このため、単に人員を増員するだけでは到底対応できるものではなく、また、人員の増員は人件費が嵩む要因にもなる。

こうしたことから、新規参入を考える民間事業者にとっては、利益が見込みづらいことに加え、対応人材の確保が困難な業務である。

### ○問題発生時のリスク

教育訓練給付については、国が指定する講座として信頼性が重要であるため、仮に誤指定等の問題が発生した場合、当該誤指定した講座の受講者に不利益が生じかねず、リスクは極めて大きい。また、こうしたことが起これば、国の委託事業の質が問われ、当該事業により指定を受けた講座を運営している教育訓練給付制度の信頼が損なわれかねない。

例えば、教育訓練給付の対象講座について、誤って指定された場合は指定の取消を行うこととなる。当該講座の受講を希望していた者は、給付金を受給できず受講を断念せざるを得ない可能性があり、キャリアプランや人生設計に大きな影響を及ぼし兼ねない。

このため、こうした問題発生時のリスクへの対応として、電話による報告はあるものの、指定取消への対応や指定取消の対象講座に係る訓練施設へのヒアリング事項、指定取消にともなう受講者(予定者)への影響など、想定される対応等

を早期に検討しなければならないことから、事案発生後、速やかに対面で調整できる範囲の条件（立地条件）や、当該誤指定を生じさせないための、本制度の講座指定に知見のある人材の確保を必要としているところであり、新規参入を考える民間事業者がそのリスクを排除するための体制構築が困難な業務である。